

2020（令和2）年6月17日

「図書館休館対策プロジェクト」

発起人 前田 麦穂 様

公益社団法人 日本図書館協会
理事長 小田 光 宏

要望書に対する回答について

日頃、当協会の事業運営につきましては格段のご配慮を賜り、心からお礼申し上げます。

このたびお寄せいただきました「大学図書館等の閉館を維持したままで可能な緊急支援策に関する要望書（第1次）」並びに「大学図書館等の利用制限を維持したままで可能な緊急支援策および教育・研究基盤の強靱化のための施策に関する要望書（第2次）」について併せて回答させていただきます。

すでに国立国会図書館におきましては、わが国の学術研究の向上の一環として、研究者並びに学生支援のため、可能なかぎりサービスを拡充する姿勢で臨んでおられます。

なかでも、「デジタル化資料に係る図書館間貸出しに代わる臨時的措置」により、「図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館」でデジタル化資料の複製物の利用が可能となったことについては、大学図書館等での利用の周知と活用の促進が望まれます。

また、当協会では出版・著作権関係団体にデジタル公衆送信権の時限的制限依頼をしております。これは、外出できない図書館利用者への時限的サービスとして、利用者の求めに応じて行う当該図書館資料の文献複写サービスで、その複写物を電子メールやFAXなどにより、図書館利用者等に送信することを認めていただくお願いに加えて、お話を録音・録画し、図書館利用者に対しインターネットなどにより公衆送信することを合わせて依頼しております。

各大学図書館におきましては、それぞれの大学の方針や状況に応じたサービス拡充の取組が行われており、当協会としてもその取組を可能な限り支援してまいります。

さらに、図書館情報学の授業の科目をオンライン形態で行う場合、従来から行われていた対面式授業に可能な限り近づけられるように、2020年度に限り、著作権に関する特例的な措置を講ずるなどの対策を講じていますように、今後とも協会独自の支援策にも取り組んで参ります。

このたびの貴プロジェクトのご要望が考慮され、実施に向けて検討されることを期待しております。